

令和 8 年度第 1 回総会（月例）議事録

日 時	令和 8 年 4 月 2 8 日（火） 午前 1 0 時開会
場 所	教育総合センター 2 階 女性会館
出 席 委 員 （ 1 9 名 ）	仮屋 幸孝（会長） 永尾 寛（会長代理） 鳩宿 隆雄（運営委員） 有村 伊智博 内 たみ子 奥 賢一 押領司 美和子 黒沢 佐和美 國生 謙 迫 智子 鳥丸 俊秀 中村 敬志 浜田 春義 林 大史 平原 隆一 枇榔 稔 福永 大悟 穂満 和廣 室屋 智美
欠 席 委 員 （ 0 名 ）	
事 務 局	事務局長 児玉 主 幹 竹之内 支局主任 山崎、小山田、伊東、陣ヶ尾、川島、平田、小村、田代、取違 専門員 東中川、高山、吉満、内村、折田、前薊、栗須 主 査 上崎 主 任 西村、指宿、山口、矢崎、真方 主 任 山北
農 政 総 務 課	
議 題	1 農地法第 3 条許可申請に関する件 2 農地法第 5 条許可申請に関する件 3 非農地認定に関する件 4 農用地利用集積等促進計画に関する件 5 農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件
報 告 事 項	1 法務局から照会のあった農地等の現況について 2 農地法第 3 条の 3 届出専決に関する報告について 3 農地法第 4 条・ 5 条届出専決に関する報告について 4 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知に関する報告について 5 農用地利用集積等促進計画に関する報告について 6 「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について

議 長 事 務 局 議 長	開 会（午前１０時） 定刻になりましたので、ただいまから、令和８年度第１回総会を開催いたします。 本日は、審議に入ります前に、４月１日付けでおこなわれました、事務局職員の人事異動について、事務局長から紹介をお願いします。 （各支局の支局主任並びに職員紹介） 続いて、議案について修正がありますので、事務局より報告をお願いします。 別冊資料５の吉田地区の農地法第５条許可申請に関する件ですが、今月１０日に受付を行い、委員による現地調査まで行った案件です。 申請受付後、他法令等による許可見込の関係で不確定要素が判明し、取下げの方向で進めていたところでしたが、県知事許可案件でもあり、県農村振興課からの助言をいただいた中で、今総会で審議可能との判断に至り、追加でご審議いただくものでございます。 資料は別冊資料５となりますが、議案としては議題２の中で他の第５条許可申請と合わせてご審議いただきたいと思います。 これにより、第５条許可申請は全部で１３件となります。 本日の出席委員数について報告いたします。 １９人中１９人の出席で、全員の出席でございますので、会は成立いたしております。 次に、議事録署名者を決めなければなりません、私からご指名申し上げてよろしいでしょうか。 （異議なしの声） それでは、内委員、林委員をお願いいたします。 今回は、会長の依頼により、農政総務課の担当者に出席していただいております。 次に、議事参与の制限についてお知らせします。 議題４．「農用地利用集積等促進計画に関する件」につきましては、議事参与の制限となっておりますのでよろしくお願いします。 議題の審議に入って参ります。
--	---

議 題	
議題 1. 農地法第 3 条許可申請に関する件 1 ページ～ 3 ページ 9 件	
議 長	議題 1. 「農地法第 3 条許可申請に関する件」を審議します。 まず、谷山、1 4 番委員お願いします。
1 4 番 委 員	ご報告します。 番号 1 号、申請事由：労力不足、相手要望、権利の種別：所有権移転、売買。 この件について、補足して説明します。 譲受人は、現在の経営農地はありませんが、5 年以上の耕作経験があることから、新規就農には該当しません。 以上です。
議 長	次に、伊敷、1 8 番委員お願いします。
1 8 番 委 員	ご報告します。 番号 2 号、労力不足、規模拡大、所有権移転、売買。 以上です。
議 長	次に、吉野、1 1 番委員お願いします。
1 1 番 委 員	ご報告します。 番号 3 号、農業廃止、規模拡大、所有権移転、売買。 以上です。
議 長	次に、吉田、1 番委員お願いします。
1 番 委 員	ご報告します。 番号 4 号、相手要望、規模拡大、所有権移転、売買。 以上です。
議 長	次に、喜入、8 番委員お願いします。
8 番 委 員	ご報告します。 番号 5 号、労力不足、相手要望、所有権移転、売買。 番号 6 号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 以上です。
議 長	次に、松元、9 番委員お願いします。

9 番 委 員	ご報告します。 番号 7 号、相手要望、規模拡大、所有権移転、売買。 以上です。
議 長	次に、郡山、3 番委員お願いします。
3 番 委 員	ご報告します。 番号 8 号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 この件について、補足説明いたします。 譲受人は、現在、経営農地はありませんが、8 年以上の耕作経験があることから、新規就農には該当しません。 番号 9 号、農業廃止、相手要望、所有権移転、売買。 以上です。
議 長	ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 別冊資料 1 にありますように、今回の第 3 条案件の全ては、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。お目通しをお願いいたします。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 ご意見、ご質問もないようですので、議題 1. 「農地法第 3 条許可申請に関する件」9 件につきましては、原案どおり許可することに決定し、申請人に許可書を交付することといたします。
議題 2. 農地法第 5 条許可申請に関する件 4 ページ～6 ページ 別冊資料 5 13 件	
議 長	次に、議題 2. 「農地法第 5 条許可申請に関する件」を審議します。 まず、谷山、14 番委員お願いします。

1 4 番 委 員	ご報告します。 番号1号、用途・施設：駐車場45.00㎡、転回場等77.00㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東・南・北…宅地、西…市管理道路、境界…ブロック積、雨水…自然流下、権利の種別：所有権移転、売買。 番号2号、資材置場33.00㎡、東・北…里道、西…市管理道路、南…私道、境界…ブロック積、雨水…自然流下、所有権移転、売買。 番号1、2について、補足して説明いたします。 申請人は、必要な手続きを経ずに、当該地を令和7年11月から駐車場、令和8年1月から資材置場として使用していたことから、今回始末書添付のうえ申請されたものです。 転用等を行う場合は、農地法の許可を受けなければならないこと、今後は、このようなことのないよう指導いたしました。 番号3号、住家1棟128.23㎡、庭敷地等282.77㎡、東…市道、西…里道、他人田、南…宅地、北…里道、貸人田、境界…ブロック積、コンクリート擁壁、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽、使用貸借権。 番号4号、住家1棟121.03㎡、庭敷地等323.97㎡、東…市道、私道、西…貸人畑、他人畑、南…私道、北…里道、他人畑、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽、使用貸借権。 以上です。
議 長	次に、吉野、11番委員お願いします。
1 1 番 委 員	ご報告します。 番号5号、住家1棟115.93㎡、庭敷地等195.07㎡、東・西・南…渡人畑、北…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝 污水…合併浄化槽、所有権移転、贈与。 番号6号、住家1棟103.92㎡、庭敷地等224.08㎡、東…里道、西…貸人畑、南…市道、北…他人畑、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽、使用貸借権。 以上です。
議 長	次に、吉田、1番委員お願いします。

1 番 委 員	ご報告します。 番号7号、杉700本4, 194.00㎡、東・南…市道、西・北…雑種地、境界…土留、雨水…自然流下、所有権移転、売買。 番号8号、貸事務所1棟66.24㎡、駐車場120.00㎡、転回場等158.76㎡、東…里道、西…県道、南…宅地、北…雑種地、境界…ブロック積、雨水…県道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。 番号9号、駐車場72.00㎡、転回場等140.00㎡、東…雑種地、西・北…市道、南…宅地、境界…土留、雨水…自然流下、所有権移転、売買。 別冊資料5になります。 番号13号、食品加工場1棟9, 418.92㎡、緑地7, 838.87㎡、調整池2, 055.29㎡、駐車場1, 481.00㎡、敷地等12, 719.70㎡、東…他人田、西・南…農道、北…市道、境界…コンクリート擁壁、雨水…水路放流、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。 申請地は平成3年に土地基盤整備事業を実施しているため、農地区分は第1種農地となります。 この第1種農地は原則として転用を許可できないところですが、譲受人は、本市との間において「農業従事者就業機会増大に寄与する施設に関する雇用協定」を締結し、400人の雇用人数のうち3割120人を農業従事者から雇用する旨計画しております。これは、不許可の例外規定である農地法施行規則第33条第2号の「農業従事者就業機会増大寄与施設」に該当します。 また、農用地除外済、都市計画法第29条の協議済であり、周辺農地への用排水等の営農条件についても支障を生じる恐れがないことの確認もされており、転用はやむをえないと判断したところでございます。 この後、配置計画等につきまして、事務局が補足説明いたします。
吉 田 支 局	この件について補足説明いたします。(図面掲示) 申請地は、本名小学校付近に位置し、周囲を主に市道や農道に囲まれた「第1種特定土地改良事業等の施行区域内にある農地」に該当します。 申請人は、宮之浦町の現工場が生産能力を満たしていないため、申請地と隣接する水路・農道と一体利用し、食品加工工場の建設を行うものです。 こちらの配置計画平面図をご覧ください。 食品加工工場は、黄色の枠内で示した部分に設置予定です。 また駐車場につきましてはオレンジの枠内で示した部分に設置を予定しています。 浄化槽設備についてはピンクの枠内が該当します。 次に、こちらの図面（土地利用計画図）をご覧ください。 予定建築物及び敷地等は黄色の枠内になります。 このほか、緩衝帯が青色網掛け部分、緑地が緑の部分、調整池が青色の部分、合計で33, 513.78㎡となります。 このほか、雨水路につきましては、既設の付け替え及び新設を予定しているところとです。 以上で説明を終わります。

議 長	次に、喜入、8番委員お願いします。
8 番 委 員	ご報告します。 番号10号、駐車場90.00㎡、転回場等517.00㎡、東…里道、西…市道、南…市道、里道、北…宅地、他人畑、境界…ブロック積、雨水…自然流下、所有権移転、売買。 以上です。
議 長	次に、松元、9番委員お願いします。
9 番 委 員	ご報告します。 番号11号、駐車場125.00㎡、転回場等509.00㎡、法面344.00㎡、東…宅地、里道、西…他人畑、境内地、南…私道、北…山林、宅地、境界…ブロック積、雨水…自然流下、所有権移転、売買。 この件について補足説明いたします。 当該地は譲受人が隣接地で経営している非宗教法人のお寺の駐車場であります。里道との高低差は2m50cm以上あることから、里道と接する部分は法面になっており、また、転回場や駐車場として利用できない部分を除くと駐車場として利用できる面積は125㎡となります。 以上です。
議 長	次に、郡山、9番委員お願いします。
9 番 委 員	ご報告します。 番号12号、住家1棟74.73㎡、庭敷地等315.27㎡、東・西・南…宅地、北…里道、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。 このことについて、補足説明いたします。 本件は8年1月に5条転用許可を受けていましたが、譲受人について、2名とすべきところを、錯誤により1名で申請していたため、今回、許可の取消願いを提出のうえ、改めて申請されたものです。 申請地は郡山支所から北西に約1.7kmに位置する、10ha以上の農地の広がりのある「第1種農地」に該当します。第1種農地は原則として転用を許可することはできませんが、不許可の例外である、農地法施行規則第33条第4号の「集落接続施設」に該当することから、転用はやむを得ないと判断いたしました。 以上です。

議 長	ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 今回の第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、番号12、13号は、第1種農地、それ以外は全て、第2種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。 〔「3番委員」挙手あり〕 はい、3番委員どうぞ。
3 番 委 員	番号13ですが、食品加工場となっていますが、どのような食品を加工するのでしょうか。
吉 田 支 局	各種パン、菓子類、総菜等の製造および販売となっております。
3 番 委 員	わかりました。
議 長	ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 ご意見、ご質問もないようですので、議題2.「農地法第5条許可申請に関する件」12件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。 但し、転用面積が3,000㎡を超える番号7号及び第1種農地である番号12号につきましては、「県農業会議」に意見聴取し、許可して差し支えない旨の回答を得た後、許可書を交付することといたします。 又、第1種農地で転用面積が3haを超える番号13号につきましては、「県農業会議」に意見聴取し、許可して差し支えない旨の回答を得た後、県に「許可相当案件」として進達し、最終的に県知事許可となります。
議題3. 非農地認定に関する件 7ページ～9ページ 10件	
議 長	次に、議題3.「非農地認定に関する件」を審議します。 まず、谷山、14番委員お願いします。

1 4 番 委 員	ご報告します。 番号1号、調査結果：法面、現況雑種地。 番号2号、調査結果：孟宗竹・雑木自然繁茂、約50年経過、現況山林。 番号3号、調査結果：通路として約45年経過、現況道路。 番号4号、調査結果：雑木・ゴキ竹自然繁茂、約30年経過、現況山林。 番号5号、調査結果：雑木自然繁茂、約50年経過、現況山林。 番号6号、調査結果：杉、約40年経過、現況山林。 以上です。
議 長	次に、吉野、11番委員お願いします。
1 1 番 委 員	ご報告します。 番号7号、調査結果：住家1棟、57年経過、現況宅地。 以上です。
議 長	次に、吉田、1番委員お願いします。
1 番 委 員	ご報告します。 番号8号、調査結果：住家1棟、34年経過、現況宅地。 以上です。
議 長	次に、桜島、6番委員お願いします。
6 番 委 員	ご報告します。 番号9号、調査結果：雑木自然繁茂、約50年経過、現況山林。 以上です。
議 長	次に、松元、9番委員お願いします。
9 番 委 員	ご報告します。 番号10号、調査結果：1063-2：杉、雑木自然繁茂、約40年経過、現況山林。413-1、3358-3、3360-1、3362-3、3362-4：雑木・ゴキ竹自然繁茂、約30年経過、現況山林。 以上です。
議 長	ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 ご意見、ご質問もないようですので、議題3.「非農地認定に関する件」10件につきましては、原案どおり認定することに決定いたします。

議題４．農用地利用集積等促進計画に関する件 別冊資料２ ２４件	
議 長	次に、議題４．「農用地利用集積等促進計画に関する件」を審議します。別冊資料２です。 まず、冒頭で申し上げました「議事参与の制限」について再度お知らせいたします。 ５３ページから５４ページにつきましては、１番委員自身が、申請人となっている案件でございます。 従いまして、１番委員におかれましては、農業委員会等に関する法律第３１条の規定により、議事に参与することができませんので、しばらく離席いただき、その間に審議し、再び着席していただくことにします。 １番委員におかれましては、離席をお願いします。 （１番委員離席後） ５３ページから５４ページにつきましては、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	１番委員の議事参与の制限の案件について、ご説明いたします。 別冊資料２の４ページをご覧ください。 番号４７の農地中間管理権の設定等を受ける者が議事参与の対象になっております。 現況は田で、面積は１，０１６．００㎡、貸借期間は令和８年７月１日から令和１８年６月３０日、契約期間は１０年、権利の種類は賃借権となっております。 設定する利用権の詳細及び借受人の農業経営の状況については、５３ページから５４ページに記載がございますので、お目通しをお願いいたします。 以上です。

議 長	ただいま、事務局から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 ご意見、ご質問もないようですので、議題５．「農用地利用集積等促進計画に関する件」５３ページから５４ページにつきましては、原案どおり承認することに決定いたします。 残りの案件の審議に入ります前に、１番委員におかれましては、ご着席をお願いいたします。 （１番委員着席後） 審議に戻ります。 残りの２３件及び先ほどの１件を併せて、一括して事務局から説明をお願いいたします。
事 務 局	議題４．「農用地利用集積等促進計画に関する件」について先程の分も含めまして説明します。 令和８年７月１日から契約開始予定の農用地利用集積等促進計画になります。 １ページをご覧ください。集計表になります。 賃貸借権２４筆、２４，３７１．００㎡、使用貸借権４０筆、２６，３９０．００㎡、合計２４件、６４筆、５０，７６１．００㎡となっております。 ２ページから５ページが令和８年７月１日から契約開始予定の一覧表になります。 設定する利用権の詳細及び借受人の農業経営の状況については、６ページから７７ページに記載がございますので、お目通しをお願いいたします。 以上です。
議 長	ただいま、事務局から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。 〔「１１番委員」挙手あり〕 はい、１１番委員どうぞ。

1 1 番 委 員	一覧表では番号 2 1 から 2 3、詳細については 3 0 ページになります。この受け手の方について、意見を述べさせていただきます。 以前、当該圃場において、この方のご家族と思われる人物が除草目的でジャンボタニシを水田に撒いている様子の写真をインターネット上の SNS に投稿し、2 0 2 4 年 3 月頃に SNS 上で大きく拡散され、炎上し批判が集まる事態となりました。 同時期に農林水産省からも「除草目的であってもジャンボタニシを放流することは厳禁である。」と強く注意喚起がなされ、この件に関して日本農業新聞にも 1 面で取り上げられる状況となりました。 現在はジャンボタニシの放流写真や投稿も削除され、当該行為は行われていないものと推察します。しかしながら、地域の農業環境と近隣農家の営農を守るため、また今後も圃場を適正に使用していただくためにも、管轄である松元農林事務所におかれましては再発防止に向けた注視・見守りをお願いしたく思います。 以上です。
松 元 支 局	その件について把握しておりませんでした。受け手にはそのようなことがないよう注意、喚起してまいりたいと思います。
議 長	ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 ご意見、ご質問もないようですので、議題 4. 「農用地利用集積等促進計画に関する件」 2 3 件につきましては、原案どおり承認することに決定いたします。
議題 5. 農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件 別冊資料 3 1 件	
議 長	次に、議題 5. 「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」を審議します。別冊資料 3 です。 伊敷、1 8 番委員お願いします。
1 8 番 委 員	ご報告します。2 ページです。 3. 変更後の用途、携帯電話基地局 4. 現況、申出地は、小山田町中ノ甲地区にあり、伊敷支所から北西へ約 6. 4 k m に位置し、東・北側は市道、西側は渡人田、南側は宅地に接している。 5. 農業委員会の意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調書のとおりで、申出地は農用地区域の外周部に接していないが、公共の用に供するものであり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。 転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮して下さい。 以上です。

議	長 ただいま、調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 ご意見、ご質問もないようですので、議題５．「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」１件につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。 議題の審議は以上です。 続きまして、報告事項に入ります。
---	---

報 告 事 項	
1. 法務局から照会のあった農地等の現況について 10ページ～15ページ 6件	
議 長	次に、報告事項1「法務局から照会のあった農地等の現況について」 まず、谷山、14番委員お願いします。
14番委員	報告します。10ページです。 照会日：令和8年3月26日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化調整区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和8年4月7日 鹿児島地方法務局へ報告済。 次に、11ページです。 照会日：令和8年3月30日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和8年4月16日 鹿児島地方法務局へ報告済。 次に、12ページです。 照会日：令和8年4月8日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和8年4月16日 鹿児島地方法務局へ報告済。
議 長	次に、喜入、8番委員お願いします。
8番委員	報告します。13ページです。 照会日：令和8年3月30日、現況：非農地、調査結果：該地は区域区分の定めのない都市計画区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和8年4月9日 鹿児島地方法務局へ報告済。
議 長	次に、松元、9番委員お願いします。
9番委員	報告します。14ページです。 照会日：令和8年3月26日、現況：非農地、調査結果：該地は区域区分の定めのない都市計画区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和8年4月8日 鹿児島地方法務局へ報告済。 次に、15ページです。 照会日：令和8年3月31日、現況：非農地、調査結果：該地は都市計画区域外にあり、現況非農地である。 処理状況：令和8年4月8日 鹿児島地方法務局へ報告済。
2. 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 16ページ～19ページ 28件	
3. 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 20ページ～27ページ 21件	
4. 農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について 28ページ～29ページ 4件	

5. 農用地利用集積等促進計画に関する報告について 30ページ～43ページ 22件		
議	長	次に、報告事項2「農地法第3条の3届出専決に関する報告について」 報告事項3「農地法第4条・5条届出専決に関する報告について」 報告事項4「農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について」 報告事項5「農用地利用集積等促進計画に関する報告について」 事務局の報告をお願いします。
事	務	局
		16ページをお開き下さい。 報告事項2 農地法第3条の3届出専決に関する報告の集計表です。 この専決処理は、農地等について相続などで権利の取得があった場合は、市町村の農業委員会に届出を要するもので、今回の届出は28件です。 登記地目別では、田40筆、23, 794.00㎡、畑45筆 32, 686.97㎡となっております。取得した事由別数は、相続が28件、 権利の種別は、所有権が28件、農業委員会によるあっせん等は、有が2件、無 が26件となっております。 17ページから19ページは、農地法第3条の3関係の内容です。 お目通しをお願いいたします。
事	務	局
		次に、20ページをお開き下さい。 報告事項3 農地法第4条・第5条届出専決に関する報告の集計表です。 これらは、市街化区域内農地の転用届出に関するもので、事務局長の専決で処 理しましたものです。 転用目的別では、第4条関係では、店舗等が1件となっております。 第5条関係では、上から順に一般住宅が17件、駐車場1件、資材置場が1件、 その他が1件、合計20件となっております。 21ページは、4条関係1件、22ページから27ページは、5条関係20件 の内容です。お目通しをお願いいたします。
事	務	局
		次に、28ページから29ページをお開き下さい。 報告事項4 農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告についてで す。 吉野地区で2件、松元地区で1件、郡山地区で1件、合意解約の通知が出てお ります。 お目通しをお願いいたします。

事 務 局	次に、３０ページをお開き下さい。 報告事項５ 農用地利用集積等促進計画に関する報告についてです。 これは、先に開催した総会において、「同計画に係る意見書に関する件」として、審議いただいた件について、県知事の認可があったことを報告するものです。 右側の一番下になります。 賃貸借権９件、２５筆、２０，７８５．００㎡、使用貸借権１３件、２８筆、３８，１７３．００㎡、合計２２件、５３筆、５８，９５８．００㎡です。 ３１ページから４３ページは、農用地利用集積等促進計画の内容です。お目通しをお願いいたします。
６．「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について 別冊資料４ １２５件	
事 務 局	報告事項６「「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について」報告いたします。 別冊資料４ご覧下さい。 先月の地区推進協議会等で計１２５筆８６，７６９㎡の非農地判断を実施して頂いております。 実施結果に基づきまして、備考欄の通知日に所有者へ通知書を送付しております。関係部署については総会終了後に通知する予定です。内容につきましては、お目通しをお願いいたします。
議 長	ありがとうございました。 本日の議事は、全て終了しました。 （議事終了：午前１０時４０分） 続きまして、事務局から何か連絡事項等はございませんか。
事 務 局	・令和８年度第２回総会（月例）開催日時は、 ５月２８日（木）午前１０時開会 みなと大通り別館６階 ソーホーかごしま会議室
議 長	以上で、本日の総会を終了いたします。 閉 会（午前１０時４３分）